

南相馬市 みらい農業学校

2027年度 第4期

募集要項

【学生向け】



みらい農業学校

1 みらい農業学校とは

近年、農業従事者の高齢化や担い手不足を背景に、農業法人等への農地・経営の集約化が進んでいます。南相馬市では、東日本大震災からの復興を契機として、スマート農業を取り入れた先進的な農業を推進してきました。一方で、地域農業を持続的に発展させるためには、農業法人の中核を担う人材や、地域の担い手となる新たな農業人材の育成が重要な課題となっています。

みらい農業学校は、こうした地域のニーズに応えるとともに、「農業を仕事にしたい」「自分らしい農業を実現したい」と考える方が、自らの目指す農業を見つけ、地域とのつながりを築きながら成長できる実践的な学びの場として設立されました。

本校では、農業の原理原則から栽培技術、経営、スマート農業までを体系的に学び、主体的に課題へ取り組む力を養います。また、地域の農業法人や農業者との連携を通じて、現場で必要とされる実践力を身に付け、卒業後の安定した就農・就業につながる学びを提供しています。

さらに、市立の農業学校ならではの強みを生かし、地域農業法人とのマッチングや就職支援、卒業後のフォローアップまで一貫してサポートしています。将来は、農業法人の中核人材や事業承継者、さらには地域農業を牽引する担い手として、長く活躍できる人材の育成を目指しています。

2 みらい農業学校の特徴

特色① 多様な法人で、自分に合った農業スタイルが見つかる

1年間の実習・座学を通じて、農業の栽培技術や経営を受講生が主体的に学びながら、多様な法人のもとで実際に地域農業の実例を学び、自分に合った農業に出会えます。

特色② 地域の人があたたかく、交流イベントで楽しくつながる

農業法人や地権者の方々との交流機会が多く、研修や交流イベントで楽しく交流をしながら、新たな就職先・就農先とのつながりを作ることができます。

特色③ 卒業後のサポートも充実。安心して農業に踏み出せる

在学中の就職活動・マッチング支援だけに留まらず、卒業後もフォローアップ巡回を実施。就職した後まで幅広くサポートします。



3 募集要項

開講期間 (予定)	令和9年4月～令和10年3月(1年間/2学期制) 【前期】令和9年4月～令和9年9月末 【後期】令和9年10月～令和10年3月末 令和9年4月上旬 入学式・オリエンテーション 令和10年3月中旬 卒業式
開講場所	みらい農業交流施ペース TSUMUGI 及びほ場 (南相馬市小高区南鳩原字西畑24番2)
開講時間	【通常】8:00～12:00 / 13:30～17:00
総受講時間	1,561時間 / 週5日程度 / 全日制(実績)
カリキュラム	① 座学講義 226時間(予定) ※農業技術、栽培技術、農業経営・データ活用 など ② 栽培実習・実践 1178時間(予定) ※圃場実習、大型農機操作研修、機械メンテナンス講習 など ③ 農業法人研修・地域研修・特別実践演習 157時間(予定) ※カリキュラムは予告なく変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。
課外プログラム	地域農業法人での中・短期研修、マルシェでの販売実践等 農業技術検定(2級) 農業簿記検定受験(2級・3級) ※上記検定はいずれも必ず1回は受験していただきます
定員	15名以内 ※高等学校卒業後の進学者については「高校生枠」を設けております。詳細は下記「<u>高校生枠について</u>」をご確認ください。
入学要件	年齢基準はありません。(高等学校卒業程度の学力を有すること)
費用	受講料 300,000円(税込) ※「農業技術の教科書」(アグリイノベーション大学校監修・マイファーム監修)及び学校指定教科書代金含む。 ※講義会場までの往復交通費については各自の負担となります。 (自動車・原動機付自転車等の所有を推奨) ※大型特殊免許等の取得費用は自費になります。(市の支援制度が活用可能) 検定等受験料 11,180円(税込) ※日本農業技術検定受験料7,330円、農業簿記検定受験料3,850円。 傷害保険料 およそ15,000円 ※不慮の事故やケガに備え、全員に加入していただいております。 その他諸経費 およそ25,000円
募集期間	高校生枠の出願期間 令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水) ※追加募集に関する詳細は「高校生枠について」をご確認ください。



高校生枠について

みらい農業学校では、高校生の進学を支援するため、募集定員の中に「高校生枠」を設けています。

①定員の詳細について

総定員：15名以内

-高校生枠：3名以内

募集期間：令和8年7月1日（水）～令和8年9月30日（金）願書必着

※高校生枠の募集に関しては、各高等学校よりお問い合わせください。

-通常枠：12名以内

募集期間：令和8年7月1日（水）～令和9年2月26日（金）願書必着

※随時募集し、月ごとに選考を実施します。

※定員に達し次第、早めに締め切る可能性があります。

②選考の流れについて

STEP1 現地説明会またはオープンキャンパスへ参加

まずは、開講前に開催する現地説明会又はオープンキャンパスにご参加ください。年間カリキュラムや学校生活、サポートの制度などについてご説明します。現地や雰囲気を知っていただき、納得いただいたうえで入学をご検討ください。

STEP2 出願

下記提出物をご準備のうえ、募集期間内に送付してください。

1) 入学願書

※学校説明会等で配布するほか、みらい農業学校の受講生募集サイトからダウンロードすることも可能です。

みらい農業学校 受講生募集サイト <https://agri-innovation.jp/mirai/>

※サイトからのダウンロードが難しい場合、電話・メールで事務局までご相談ください。

2) 高校在学時の成績がわかる書類（調査書など）

STEP3 選考

願書を提出した者に対して、願書をもとにした面接を実施します。面接の実施時期は願書提出者に対して告知します。（面接実施時期：10月中旬を予定）

願書及び面接の結果をもとに、厳正なる審査のうえ、受講生を決定します。

STEP4 合否通知

提出書類及び面接の結果をもとに、面接実施後2週間を目安に合否通知を郵送でお送りいたします。

STEP5 入学手続

入学手続は、合格者にお送りする「入学手続の手引」に従って手続をお願いします。手続は、合格通知日から1ヵ月以内をお願いします。

各種資料の送付先

〒979-2172

福島県南相馬市小高区南鳩原字西畑 24 番 2

みらい農業学校 宛

TEL：0244-32-1145

③期間後の高校生枠について

高校生枠の選考終了後、未充足となった場合はその枠を通常枠に開放します。

④追加募集について

通常枠に空きがある場合、12月中旬を目安に追加募集を実施する可能性があります。追加募集があった場合、お問い合わせいただいた高校に対して追加募集の案内を告知します。

4 具体的な選考基準

入学願書を送付いただいた方については、以下の選考基準に基づき審査を行い、入学の可否について決定します。

審査は、願書による書類審査及び面談により、総合的に評価します。

本学では、農業を通じて地域社会に貢献し、地域農業の担い手として長く活躍できる人材の育成を目的としています。そのため、選考にあたっては、以下の2点を重視します。

- ① 卒業後に農業または農業に関する仕事を志していること
- ② 地域住民や農業法人、関係機関との交流を大切にし、周囲と協力して地域の農業を牽引していきたいという想いを持っていること

審査基準

- ① 志望動機
- ② 農業を主体的に学ぶ意欲、農業を通して挑戦する姿勢
- ③ 農業への想い（将来、どのような就農形態や農業のかたちを目指していくのか）

※公平性を期すため、具体的な採点基準については、お答えできません。

※願書に虚偽があったことが判明した場合、入学の資格が取り消しとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※審査結果に対する異議は受付いたしかねます。

5 受講料のお支払い方法

受講料は、「入学手続の手引」を参照し、入学後にお支払いいただきます。
お支払い方法は、分割納入・一括納入の2つの方法からお選びいただけます。

分割納入 年額の受講料を12回に分割して納入

各月納入額 25,000 円（納入期限は毎月末日）

※ 3か月分、半年分、一括でまとめて納入することも可能です。

※ 傷害保険料・検定等受験料については、額が確定次第、入学前にご案内します。

6 受講規約

南相馬市みらい農業学校（以下「本校」という。）は、南相馬市が主体となり実施し、委託事業者による企画及び運営を行う農業研修事業です。本校の受講に関し、以下のとおり受講規約（以下「本規約」という。）を定めます。

また、本規約は、本校が提供する農業研修プログラム（以下「本プログラム」という。）の一切に対し 適用します。

第1条 目的

本校は、主に農業分野への参入を目指す受講生に対し、農業技術及び農業経営の知識・理解を深める 機会を提供するとともに、地域農業を牽引する人材の育成を目的に、農業研修事業を実施します。

第2条 受講契約

受講の申込みについては、出願者が入学願書を提出し、事務局で審査を行い可否の判定を行った後、 合格通知を発出しますが、合格通知の発出を以って、本プログラムの受講に関する契約（以下「受講契約」という。）が成立するものとし、受講生は本プログラムの提供を受けることが可能となります。

第3条 受講料

1 受講料は、年額 300,000 円とし、以下の費用を含みます。

- (1) 本プログラムの講義費用
- (2) 本プログラムに附随するテキスト等の資料代
- (3) その他、本校が受講料に含まれていると明示する関連サービス

なお、受講料に含まれていることを明示しない費用については、受講生の負担となります。

2 受講料には、以下の費用は含まれません。

- (1) 本プログラム受講のために必要となる交通費、宿泊費、その他個別の経費
- (2) 本校が実施主体とならないプログラムやサービスに係る費用
- (3) 受講料およびその他の費用の振込手数料

3 受講料の納入は、市が発行する納付書による納入となります。

4 受講料の納入方法については、市が指定する市内の金融機関及び市役所会計課、各区役所の窓口での納入となります。

5 受講生と金融機関の間で、受講料その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、弊社は一切の責任を負わないものとします。

6 受講料の納入は、月額 25,000 円とし、一括納入も可とします。

第4条 受講生による受講契約の解約

- 1 受講生は、本校を退学しようとする場合、所定の退学届に記入し、受講契約を解除することができます。
- 2 病気その他やむを得ない理由で受講契約を解除する場合、毎月1日を基準日とし、受講契約の解除日が1日以降のときは、当該月は受講済月とみなし受講済月までの受講料は納入が必要ですが、それ以降の受講料の納入は不要です。
- 3 第2項に定める理由のほか、私事都合により受講契約を解除する場合、受講料年額300,000円のうち既に納入した額を控除した額を、退学の期日までに一括して納入するものとします。
- 4 入学前の3月31日までの受講契約の解除については、解約に伴う費用等は生じません。

第5条 南相馬市による受講契約の解除

- 1 受講生が、次の各号のいずれかに該当する場合、市では受講契約を解除することができるものとします。
 - (1) 出願書類に虚偽があったことが判明した場合
 - (2) 本校の運営を妨害した場合
 - (3) 他の受講生に対し、宗教団体や政治団体へ勧誘を行った場合、又は金銭対価を発生する取引の勧誘を行った場合
 - (4) 納期限までに受講料を支払わない場合
 - (5) 本校の承諾なく、本プログラムの複製又は貸与、譲渡等を行った場合
 - (6) その他、反社会的勢力とのつながり等、受講生として市が不適当と判断した場合
 - (7) 本校の承諾なしに、受講生以外にプログラムに関連する資料等を貸与または譲渡した場合、または媒体を問わず複製した場合
 - (8) 他の受講生からクレームがあり、弊社がそのクレームの妥当性を認めた場合
 - (9) 本規約のいずれかに違反した場合
 - (10) その他合理的な事由により、弊社が受講生として不適当と判断する場合
- 2 上記の受講契約の解除に該当した場合、受講料年額300,000円のうち既に納入した額を控除した額を一括して納入するものとします。

第6条 プログラムの変更

本校は、授業計画に基づき、適切なプログラムの提供を行うよう努めますが、天候や講師の都合等により、設定した授業計画の変更をしてプログラムの提供を行う場合があります。

また、本校が定める最少催行人数に達しなかった場合又はやむを得ない理由等が生じた場合、当該年度の事業実施を見送る場合があります。

第7条 受講生情報の利用

- 1 受講生は、本プログラムの実施において本校が取得した情報を次の各号に定める利用目的のために利用することについて、予め同意するものとします。
 - (1) 本プログラムの提供に当たって、運営上必要な事項の受講生への通知
 - (2) 本プログラムに附随するセミナー、研修会、イベント等の情報提供
 - (3) 卒業後の進路に関する情報提供等、本プログラムに附随するサービスに関する情報提供
 - (4) 本プログラムの改善に係るアンケート等の実施及び検証の実施
 - (5) 受講生及び卒業生の交流を目的とした情報提供
- 2 前項に定める目的の他、本校が、予め利用目的を明示して受講生の承諾を得た上で当該利用目的の範囲内で受講生情報を収集・取得する場合がございます。その場合、本校は、予め明示した利用目的の範囲内において受講生情報の利用を行います。
- 3 受講生および修了生から、情報提供の中止についての申し入れがあった場合、本プログラムの提供に支障が生じる場合を除いて、本校は求めに応じた、案内物の送付停止等の措置をとるものとします。

第8条 権利の帰属

- 1 本プログラムで提供される著作権、その他の知的財産は、全て南相馬市又は委託事業業者に帰属するものとし、コンテンツの一部又は全部を許可なく複製、転用、販売などを行うことはできません。
- 2 本プログラムで提供される講師、メンター等の技術、営業、会計、その他事業に関する情報について当人の許可なく、利用、第三者公開、提供等を行うことはできません。
- 3 本プログラムの受講にあたって、受講生および修了生が、他の受講生が実行ないし企画する事業について、助言および協力をおこなった場合、有体物、無体物の別にかかわらず、その利用権は、すべて当該事業を発案した者に帰属するものとします。

第9条 免責事項

- 1 本校は、次の各号に該当する事項およびその事項によって受講生に生じた損害については責任を負いません。
 - (1) 受講生の主観的事由に基づき、学習プログラムに参加しない場合
 - (2) 本校が管理できない事由、または、予定していたプログラムの講師が法令、公序良俗、慣例に違反したことにより、授業が遅延または中止となった場合
 - (3) 各種交通機関のスケジュールの変更、改正、その他の事由により、予定していたプログラムの日程、その他の内容がやむを得ず変更となった場合
- 2 本プログラムの受講にあたって、受講生および修了生が、第三者に対して損害を与

えた場合、当該受講生および修了生は、自己の責任と費用をもって解決するものとします。

- 3 本プログラムの受講にあたって、ケガなど、受講生の身体に損害を負った場合、原則は受講生の自費にて治療にあたるものとします。但し、本校の重過失が認められる場合においては、この限りではありません。
- 4 本プログラムの受講にあたって、所持品については当該個人の責任をもって管理することとし、盗難等の発生にあたっては、当該受講生および修了生自ら解決するものとします。
- 5 次の各号に該当する事項の正確性・完全性・有用性について、本校は保証をするものではなく、万一、これに基づいて受講生および修了生が損害を受けた場合でも、本校は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
 - (1) 講師および補助者が提供する数字、景況判断、予測、意見、助言、診断等の情報
 - (2) 教科書及び参考資料に含まれる数値、景況判断、予測、意見、助言、診断等の情報
 - (3) 他の受講生が提供する数値、景況判断、予測、意見、助言、診断等の情報
 - (4) 前各号の情報には、個人の氏名、役職及び略歴、団体の名称及び活動内容、住所、電話番号、ファクシミリ番号、URL、電子メールアドレスを含みます。
- 6 本プログラムの受講中、受講生が第三者に損害を与えた場合、受講生の責任と費用を以って解決するものとします。
- 7 本プログラムの受講中における貴重品の管理は、個人が責任を持って管理することとします。

第10条 その他

本規約の変更は、事前に受講生に通知を行ったうえで、変更できるものとします。

附則

この規約は、令和5年10月1日から施行します。

附則

この規約は、令和6年9月1日から施行します。

附則

この規約は、令和8年7月1日から施行します。

7 開講場所

<みらい農業交流スペース TSUMUGI>

旧幼稚園からリノベーションした交流施設を活用して授業を行います。

住所：福島県南相馬市小高区南鳩原字西畑24-2

【電車でお越しの場合】

JR小高駅から車で10分（常磐線特急で東京駅から約3時間半）

【車でお越しの場合】

いわき・東京方面より 常磐道・浪江ICより約15分

仙台方面より 常磐道・南相馬ICより約20分



<みらい農業学校 圃場>

福島県南相馬市小高区南鳩原地内（校舎周辺）

学校専用農地（約1.9ha）にて栽培実習を行います。





みらい農業学校

みらい農業学校

所在地：福島県南相馬市小高区南鳩原字西畑 24 番 2

T E L：0244-32-1145

【担当部署】南相馬市 農林水産部 農政課 振興係

所在地：福島県南相馬市小高区本町二丁目 78 番地

T E L：0244-44-6807